

# 政策研究ネットワーク山形メーリングリスト運営規則

## 第1条 目的

政策研究ネットワーク山形メーリングリスト（以下、本メーリングリスト）は、政策研究ネットワーク山形の会員同士の交流を促進するために設置する。

## 第2条 登録・登録解除手続き

本メーリングリストへの登録は、政策研究ネットワーク山形規約に定める政策研究ネットワーク山形への入会手続きとあわせて行うほか、政策研究ネットワーク山形ホームページないしブログ上のフォームからの申請によって随時行う。非会員からの申請の場合、申請時のアドレス宛に政策研究ネットワーク山形への入会届を送付し、所定の入会手続きとともに本メーリングリストへの登録を行う。登録解除は、事務局への届出によって行う。

## 第3条 変更事項の届出

本メーリングリストの登録者は、登録メールアドレスの変更や廃止があった際は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

## 第4条 会員資格の喪失

以下の事項に該当した場合には、政策研究ネットワーク山形運営委員会の議決により、政策研究ネットワーク山形の会員資格を喪失させることができるものとする。

1. 本規則に定める会員の義務違反を警告を無視して続行したとき

## 第5条 責任範囲

1. 会員が本メーリングリスト利用に関し、第三者に損害を与えたときには、すべて当該会員の責任と費用を以て解決を図るものとする。
2. 政策研究ネットワーク山形は、本メーリングリストにおけるメールの内容について、その正確性、有用性等の保証はしない。
3. 政策研究ネットワーク山形は、会員が本メーリングリスト利用に関し、他の会員または第三者に与える損害等について、一切責任を負わない。

## 第6条 会員の遵守義務

会員は、メーリングリストを利用するにあたり、以下の事項を遵守するものとする。遵守されていないと思われる場合には、政策研究ネットワーク山形運営委員会において判断し警告を行う。

1. 営業活動をしてはならない。
2. 宗教活動をしてはならない。
3. 選挙活動をしてはならない。
4. 他の会員の発言内容および個人情報を会員以外に漏らしてはならない。
5. 他人の誹謗中傷をしてはならない。
6. 他人の不愉快となるような発言を故意にしてはならない。
7. 虚偽の情報を故意に提供してはならない。
8. 公序良俗に反する発言をしてはならない。
9. 犯罪的行為もしくはそれに結びつくおそれのある発言をしてはならない。
10. マルチ商法やネズミ講の勧誘にあたる発言をしてはならない。
11. チェーンメールを転送してはならない。
12. ウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信してはならない。
13. 本メーリングリストサービスの運営に支障のきたすおそれのある行為をしてはならない。
14. その他、運営委員会が不適切とみとめた内容をメーリングリストに送信し続けることをしてはならない。

#### **第7条 メーリングリスト非登録会員への対応**

本メーリングリストへの登録を行うことができない政策研究ネットワーク山形会員に対しては、定期的にメーリングリストの内容を事務局で取りまとめ、FAX ないし郵送にて通知する。

#### **第8条 規則の変更**

本規則の変更は、政策研究ネットワーク山形運営委員会の議決によって行う。

#### **第9条 附則**

本規則は平成26年5月10日より実施する。